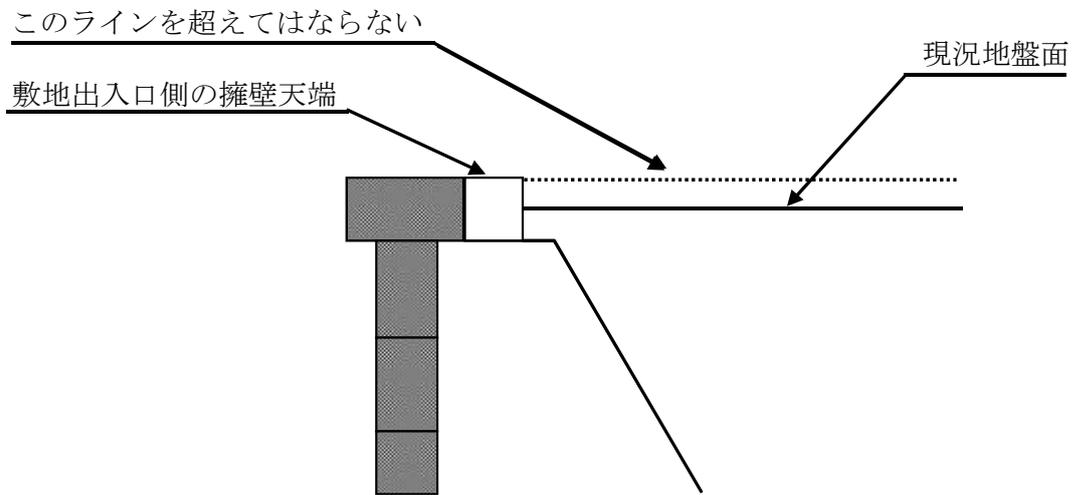


宝塚山手台東第1地区
建築協定補足説明書

第10条第1項2号「敷地出入口側の擁壁天端を超えない変更」とは



第10条第1項5号ロ

『ロ. 屋根の色彩は黒、茶、緑、灰色系統、外壁の色彩は白、茶、ベージュ、灰色系統の、それぞれ周辺環境と調和した落ち着いたものとする。なお、宝塚市の「山麓部市街地域の景観形成基準」に規定されている色の範囲を具体指針として準用する。
(後略)』

宝塚市の「山麓部市街地域の景観形成基準」に規定されている色の範囲
(建築協定認可公告日時点での基準は以下のとおり)

〈屋根〉

色相	明度 (以下)	彩度 (以下)
N	8程度	
R	6程度	4
YR		6
Y		4
その他		2

〈外壁〉

色相	明度	彩度 (以下)
N	3～ 8.5	
R		4
YR		4
Y		4
その他		2

- ※ 無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び見付面積の4分の1以下の部分は除く
- ※ 外壁色の明度は、できる限り6～8とする。
大きな壁面を有する建築物の外壁の明度は、6～8を遵守する。

第9条 建築協定区域隣接地について

※ 建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等が、本協定に加わることを希望する場合の手続きは、以下のとおり。

建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等は、本協定の認可公告日以後いつでも、当該土地の所有者等全員の合意により、宝塚市長に対して書面でその意思を表示することによって、本協定に加わることができる。

その場合、建築協定加入申請書（様式第4号）に、自己が建築協定区域隣接地の区域内の当該土地の所有者等であることを証する書類を添えて、宝塚市長に申請しなければならない。

（根拠法令： 建築基準法 第75条の2 第2項、及び
宝塚市建築協定条例施行規則 第4条第2項）

様式第4号(第4条関係)

建築協定加入申請書

2020年7月19日宝塚市公告第56号認可の建築協定に加入したいので、建築基準法第75条の2第2項により関係書類を添えて申請いたします。 年 月 日 (宛先)宝塚市長 (電話 番) 申請者 住所 氏 名 ㊞					
建築協定加入の概要	(1) 区域の地名地番	宝塚市 山手台東			
	(2) 区域の面積	m ²			
	(3) 土地の所有者等氏名				
	(4) 加入年月日	年 月 日			
(5) 協定区域の面積	42,995.18 (認可時) m ²				
(6) 用途地域	第1種低層住居専用地域		(8) その他の地区	第1種高度地区 宝塚山手台東地区 地区計画 定住専任工事規制区域	
(7) 防火地域	防火・準防火・指定なし				
(9) 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする	法第77条の規定による建築物の借主		合計
		地上権を有する者	賃借権を有する者		
	人	人	人	人	人
※ 受付欄					

(注意)1 ※印のある欄は、申請者において記入しないでください。

2 (7)欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 欄内に記入しきれないときは別紙に記入してください。